

選挙公報の配布に関して柔軟な対応を求める意見書

本年7月20日に執行された第27回参議院議員通常選挙では、期日前投票者数が2,618万人と国政選挙において過去最多を記録し、これは実に有権者全体の25.1%を占める結果となった。

我が国の選挙制度は投票当日投票所投票主義を原則としているが、平成15年の改正公職選挙法における期日前投票制度の導入後、投票率向上の目的とあいまって、選挙管理委員会、政党及び候補者が積極的に同制度の利用を促進した結果、利便性の高さが認知され、多くの有権者が選挙期日前に投票している。

しかしながら、期日前投票は、公示日又は告示日の翌日から投票できる一方、選挙公報への掲載文の申請締切りが公示日又は告示日の当日若しくは翌日となっていることから、政党及び候補者の政見などに関する情報を公平・平等に知り得る重要媒体である選挙公報の紙媒体での配布やインターネット上での公開が間に合っておらず、期日前投票を行った有権者からは、政党及び候補者の政見に関する公平・平等な情報を得た上で投票したいと意見が多く寄せられている。

また、選挙公報の全戸配布については、近年増加しているオートロックやポスティング禁止といった物件への対応や、配布に従事する者の人手不足といった課題も指摘されている。

よって、国におかれては、選挙公報をめぐる現状を踏まえ、全ての有権者が政党及び候補者の政見などに関する情報を公平・平等に得た上で投票することができるよう、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 期日前投票の開始日と選挙公報掲載文の申請期日について早急な対応を講じ、期日前投票開始時点において、インターネット上で選挙公報を閲覧できるよう対策を講じること。
- 2 各世帯への配布の在り方について紙媒体の必要性も踏まえつつ、選挙公報の配布に関する諸課題に対して将来的に柔軟な対応を検討するため、調査研究に着手すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月10日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長 宛て
内閣総理大臣
総務大臣